

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和6年8月20日（令和6年（行情）諮問第904号ないし同第909号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1031号ないし同第1036号）

事件名：特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書等の一部開示決定に関する件

特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書等の一部開示決定に関する件

特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書等の一部開示決定に関する件

特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書等の一部開示決定に関する件

特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書等の一部開示決定に関する件

特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表2の1欄に掲げる12文書（以下、順に「文書1」ないし「文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料の記載は省略する。

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、別表1の2欄に掲げる各経済産業局長（以下、順に「処分庁1」ないし「処分庁4」といい、併せて「処分庁」という。）が、同表1の3欄及び4欄に掲げる各日付及び文書番号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、別表2の2欄に掲げる部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 当事者

審査請求人は、特定の事業を目的とする株式会社である。

審査請求人が開示を求める書類の作成者である特定法人は、主として再生可能エネルギー発電案件の開発事業を行っていた会社であるが、極めて乱脈な経営により資金不足に陥って破綻し、特定時期1に民事再生手続の開始を申し立て、特定時期2には破産手続の開始決定を受け、2024年4月現在においても破産手続が続行している。

イ 審査請求人が情報開示請求及び審査請求に至った経緯

(審査請求人を当事者とする訴訟(以下「関連訴訟」という。)に関する内容であり、記載は省略する。)

ウ 本件対象文書について

(ア) 法5条2号イに該当する事由は存在しない。

本件対象文書が開示とならなかった理由について、「公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため」と述べるが、理由がない。

すなわち、「当該事業者」とは特定法人のことを指すと考えられるところ、特定法人は既に破産手続開始決定がなされているところ、今後特定法人が本件対象文書に係る事業を想定することはあり得ない。

したがって、本件においては、法5条2号イに規定する「当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益」自体が存在していない。

また、審査請求人は特定法人が他の全てのバイオマス発電所について特定事業者を燃料供給者として届け出していた可能性について既に明確に認識(半ば確信)している。仮に特定法人が本件対象文書に係る事業においても特定事業者を燃料供給元として届出されているのであれば、それは今更何の秘密性もないのであるから、特定法人のために保護すべき正当な利益は既に存在しないことになる。

さらに、経済産業省に対して不実の届出を行った事実について発覚を免れることは事業者にとって正当な利益とはいえない。

(イ) 「財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する

仮に、法5条2号イに該当する事由が存在したとしても、文書1、文書3、文書5、文書7、文書9及び文書11に関する情報は、

「財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（法5条2号ただし書）に該当する。

すなわち、審査請求人は、特定の状況（関連訴訟に関する内容であり、記載は省略する。）にある。

本件対象文書は、関連訴訟において、特定の主張（関連訴訟に関する内容であり、記載は省略する。）をするという点において審査請求人の「財産を保護するために」必要な文書といえる。

(ウ) 小括

したがって、原処分には理由はなく、審査請求の趣旨のとおり本件対象文書を開示されたい。

(2) 意見書（令和6年（行情）諮問第904号）

ア 開示請求の目的

開示請求の目的は、特定法人の詐欺行為を立証することにある。

（以下、関連訴訟に関する内容であり、記載は省略する。）

イ バイオマス発電事業の特殊性

開示請求の当否について論じるためには、その前提としてバイオマス発電事業の特殊性について理解する必要がある。

バイオマス発電は火力発電の一種であるが、燃料として「石炭や天然ガスの代わりに木材や木質廃棄物を用いる」という点が異なっている。燃料の持つエネルギー量が低く、かつその性状が不安定であるために発電効率は悪く（通常の火力発電の6割程度）、発電設備や燃料自体の価格の高さとあいまって発電コストは非常に高いもの（通常は市場における電力卸売価格以上）となる。よって、公的な補助がない限り、バイオマス発電事業を採算に乗せることはほぼ不可能である。

したがってバイオマス発電事業は、基本的にいわゆるFIT法に基づく固定価格買取制度（再生可能エネルギーにより発電した電力の全量を市場価格よりも高い法定価格で買取ることが保証される制度）の適用を前提として計画されている。

固定価格買取制度の適用を受けるためには、発電事業の継続が自然環境の保護と抵触しない（バイオマス燃料を供給するために森林を伐採することにならない）ことが条件とされており、発電に利用する燃料は持続可能性のある供給源から安定的に供給されるものでなければならず、この点が保証されない場合は、FIT法に基づく設備認定が得られないことになっている。

このような制約を受ける関係上、FIT適格なバイオマス発電燃料はその発生源・資源量が厳しく限定される（基本的に間伐材または廃材のみとなる）ため、バイオマス発電設備の新設が相次ぐ中で必

要な燃料を安定的に確保することは難しく、燃料の受給は非常に逼迫した状況である。

このような特殊性から、「F I T適格な燃料を確保すること」がバイオマス発電事業の遂行における最大のハードルとなっている。

審査請求人が開示を求めている文書は、特定法人が経済産業省に対してバイオマス発電プロジェクトのF I T認定を求めて提出した申請書であり、その中でも特に使用燃料の供給元、サプライチェーンに関する情報が重要である。

ウ F I T制度の欠陥と過剰認定

F I T制度を所管する監督官庁である経済産業省は当初、F I T法に基づくバイオマス発電設備の認定を行うにあたり、バイオマス燃料の適格性や実在性について効果的な確認を実施していなかった。

その結果、当該審査の欠陥を突く形で一部の悪質な業者による偽装申請が頻発し、全世界的に供給可能な燃料の量に対して明らかに過大な規模の発電プロジェクトがF I T認定を受けてしまうという異常な事態が生じた。

2014年から2017年頃にかけてF I T認定を受けたバイオマス発電案件の大部分は、実際には燃料供給の目途が立っていないにもかかわらず、そのサプライチェーンが存在するかのよう偽装して審査を通過した、いわば「幽霊プロジェクト」であった。

上記の事情については当局も認めており、2017年11月に資源エネルギー庁から発表された「一般木材等バイオマス発電について」と題する資料において「一般木材等バイオマスについては、燃料調達等を理由に急増した認定案件の2割程度しか実際に導入されないのではないか」「認定案件の全てが稼働するとは非常に考えづらい」「一般木材等バイオマス発電については、認定量の急増が燃料の安定調達・持続可能性に影響を与えていることから、認定基準を充足しているか確認する方法を見直す必要がある」と述べている。

エ 特定法人の悪質性

(特定の主張に関する内容であり、記載は省略する。)

オ 特定事業者との架空取引

(特定の主張に関する内容であり、記載は省略する。)

カ 証拠取得の必要性、公益性

(特定の主張に関する内容であり、記載は省略する。)

キ 開示は第三者の利益を侵害しないこと

審査請求人が開示を求めている書類のうち「バイオマス燃料の使用計画書」は、概ね添付資料にあるような内容であり、認定申請者によるバイオマス燃料の供給計画以外には何も記載されていない。

特定法人は既に破産手続き中でありバイオマス発電事業は放棄されているから、仮に特定法人の燃料供給計画が開示されたとしても、これによって第三者の権利を侵害することはおよそ考えられない。

ク 不開示意見の正当性

諮問庁が作成した理由説明書は、不開示の結論ありきで作成されており、紋切り型の表現のみでロジックが読み取れないため、個別に反論することが困難である。

審査請求人は既にして、「事実上審査を行わず、実際には架空であるバイオマス発電案件多数に漫然とFIT認定を与える」という経済産業省の不手際に起因して大規模な詐欺事件の被害者となり、その不手際の尻ぬぐいを迫られている。

この上さらに当局の隠蔽によって立証活動を妨害され損害を被るとすれば、これは余りにも不当な結果となる。

ケ 結論

上述のとおり、審査請求人が開示を求める資料のうち、少なくとも「バイオマス燃料の使用計画書」については明らかに開示の必要があるものであり、一方で開示することに何ら支障がないものであるから、不開示の決定は不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、各理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和5年12月18日付けで、法3条の規定に基づき、法4条1項に規定する書面を提出して、本件対象文書の開示請求（以下、順に「本件開示請求1」ないし「本件開示請求6」といい、併せて「本件各開示請求」という。）を行い、処分庁は、別表1の3欄のとおり受け付けた。
- (2) 本件各開示請求に対し、処分庁は、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をそれぞれ行い、本件対象文書をそれぞれ特定し、法13条1項の規定に基づき第三者に対する意見提出機会の付与をそれぞれ行った上で、法9条1項の規定に基づき、下記3のとおり、法5条1号及び2号イに該当する部分を除いて開示する決定（原処分）を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、令和6年5月17日付けで、諮問庁に対し、原処分で法5条2号イに該当するため不開示とした別表2の2欄に掲げる部分を開示することを求める各審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

(4) 本件各審査請求を受け、諮問庁において、原処分 of 妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件各審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。

原処分において、別表2の2欄に掲げる部分を不開示とした理由は、以下のとおりである。

(1) 原処分1

ア 文書1の行政文書中、「第1表」の「⑨その他3」及び「第2表」の「申請設備使用燃料一覧」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

イ 文書2の行政文書中、「敷地図」、「設備配置図」、「システムフロー図」、「単線結線図」、「メンテナンス体制図」、「炉・ボイラ組立図」、「タービン・発電機外形図（平面）」、「タービン・発電機外形図（側面）」、「発電機外形図（正面）」、「設計仕様書」、「バイオマス比率計算方法説明書」、「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」、「バイオマス燃料の安定供給について」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(2) 原処分2

ア 文書3の行政文書中、「第1表」の「⑨その他3」及び「第2表」の「申請設備使用燃料一覧」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

イ 文書4の行政文書中、「敷地図」、「設備配置図」、「システムフロー図」、「単線結線図」、「メンテナンス体制図」、「炉・ボイラ組立図」、「タービン・発電機外形図（平面）」、「タービン・発電機外形図（側面）」、「発電機外形図（正面）」、「設計仕様書」、「バイオマス比率計算方法説明書」、「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」、「バイオマス燃料の安定供給について」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(3) 原処分3

ア 文書5の行政文書中、「第1表」の「⑨その他3」及び「第2表」の「申請設備使用燃料一覧」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

イ 文書6の行政文書中、「敷地図」、「設備配置図」、「システムフロー図」、「単線結線図」、「メンテナンス体制図」、「炉・ボイラ組立図」、「タービン・発電機外形図（平面）」、「タービン・発電機外形図（側面）」、「タービン発電機見積外形図」、「設計仕様書」、「バイオマス比率計算方法説明書」、「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」、「バイオマス燃料の安定供給について」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(4) 原処分4

ア 文書7の行政文書中、「第1表」の「⑨その他3」及び「第2表」の「申請設備使用燃料一覧」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

イ 文書8の行政文書中、「敷地図」、「設備配置図」、「システムフロー図」、「単線結線図」、「メンテナンス体制図」、「炉・ボイラ組立図」、「タービン・発電機外形図（平面）」、「タービン・発電機外形図（側面）」、「発電機外形図（正面）」、「設計仕様書」、「バイオマス比率計算方法説明書」、「バイオマス燃料の使用計画書」、「バイオマス証明」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」、「誓約書」、「バイオマス燃料の安定供給について」の具体的な記載内容並びにp19～p22の記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(5) 原処分5

ア 文書9の行政文書中、「第1表」の「⑨その他3」及び「第2表」の「申請設備使用燃料一覧」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

イ 文書10の行政文書中、「敷地図」、「設備配置図」、「システムフロー図」、「単線結線図」、「メンテナンス体制図」、「炉・ボイラ組立図」、「タービン・発電機外形図（平面）」、「タービン・発電機外形図（側面）」、「発電機外形図（正面）」、「設計仕様書」、

「バイオマス比率計算方法説明書」、「バイオマス燃料の使用計画書」、「バイオマス燃料の安定供給について」及び「誓約書」の具体的な記載内容並びに p 25～p 29 の記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(6) 原処分6

ア 文書11の行政文書中、「第1表」の「⑨その他3」及び「第2表」の「申請設備使用燃料一覧」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

イ 文書12の行政文書中、「敷地図1」、「敷地図2」、「設備配置図」、「システムフロー図」、「単線結線図」、「メンテナンス体制図」、「設計仕様書」、「炉・ボイラ組立図」、「タービン・発電機外形図（平面）」、「タービン・発電機外形図（側面）」、「タービン発電機見積外形図」、「バイオマス比率計算方法説明書」、「バイオマス燃料の使用計画書」、「バイオマス燃料の安定供給について」及び「誓約書」の具体的な記載内容については、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、処分庁が法5条2号イに該当するため不開示とした部分を開示することを求めているので、以下、当該部分の法5条2号イの該当性について、具体的に検討する。

(1) 法5条2号イに該当すること

本件対象文書は、バイオマス発電事業において使用する燃料及びその調達計画が具体的に記載されたものであって、事業者が多大な時間とコストをかけて検討し、相手方と交渉・契約等を得た上で決定する事業の根幹に関わる情報であり、取引情報・営業秘密に該当する事項が記載されたものというべきである。したがって、当該部分は、公にすることにより、競合関係にある他社等が容易に燃料や調達計画を模倣したり、調達元事業者に対して働きかけるなどして不当に有利な競争を行ったりすることが可能となり、特定法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

これに対し、審査請求人は、特定法人が破産手続開始決定を受けていることから、特定法人には「当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益」がないと主張する。

しかしながら、破産法35条は「他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を

受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。」と定めている。すなわち、破産手続開始決定を受けると株式会社は解散するが（会社法471条5号）、解散により直ちに法人格が消滅するのではなく、当該手続に係る清算の目的のために財産を換価、回収し、債権者へ配当が行われるなど、破産手続が終了するまで法人格は存続し、破産管財人がこれらの管財業務にあたる（同法78条）。また、破産管財人は裁判所の許可を得て破産会社の業務を継続することができる（同法36条）ことから、破産手続開始決定によりただちに「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がなくなるということとはできない。（平成25年度（行情）答申第412号、平成30年度（行情）答申第188号、令和5年度（行情）答申第491号各参照）

そして、審査請求人の主張によれば、特定法人に係る破産手続は終了していないということであるから、審査請求人の上記主張は理由がない。

また、審査請求人は、特定法人の届出内容には秘密性がない、特定法人は経済産業省に対して不実の届出を行ったなどとも主張するが、審査請求人の提出した記録を踏まえて改めて精査しても、本件対象文書に記載された情報が公知となっている事実や同情報が不実のものである事実は確認できないことから、審査請求人の上記主張は前提を欠く。

（2）法5条2号ただし書に該当しないこと

審査請求人は、関連訴訟において特定の主張をしており、本件対象文書はその立証のために必要であることから、仮に法5条2号イに該当する事由があるとしても、法5条2号ただし書により公にすべき情報に該当すると主張する。

法5条2号ただし書は、同号イに該当する場合であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示しなければならないとしているものであるが、これは当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益と、これを公にしないことによる法人等の利益の保護を比較考量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにこれを開示する趣旨である。

しかしながら、審査請求人の提出した記録を踏まえて改めて精査しても、審査請求人が、本件対象文書の開示を受けられなければ特定の主張の立証ができないこと、他方で本件対象文書の開示を受けられればその立証ができることのいずれの事実も認められない。そのため、本件対象文書の不開示箇所は、法5条2号ただし書の「公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

（3）したがって、本件対象文書の不開示部分は、公にすることにより、当

該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上により、本件各審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件各審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| ① | 令和6年8月20日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第904号ないし同第909号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 同年9月9日 | 審議（同上） |
| ④ | 令和7年2月19日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ | 同年3月7日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受（令和6年（行情）諮問第904号） |
| ⑥ | 同月10日 | 令和6年（行情）諮問第904号ないし同第909号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁が法5条2号イに該当するとして不開示とした部分のうち別表2の2欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該各文書は、特定法人が提出した再生可能エネルギー発電設備認定申請書及び添付書類であると認められる。
- (2) 本件不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
ア 本件不開示部分には、本件対象文書に記載された各発電事業（以下「本件発電事業」という。）に関して、バイオマス燃料の調達数量、種類、取引先を含めた調達体制等に関する情報（以下「調達情報」という。）が記載されている。

イ バイオマス発電の性質上、燃料の種類等から発電設備の仕様を一定程度推測することができることから、調達情報を公にすると、特定法人又は当該法人から本件発電事業の一部の譲渡を受けた事業者（以下、併せて「本件発電事業者」という。）と利害関係にある事業者が本件発電事業者にとって不利となる事業展開をすることが可能となる他、本件発電事業者の取引先に対して不当な働き掛けを行う等の対抗措置を行うことが可能となる等、本件発電事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 本件不開示部分には、上記(2)アで諮問庁が説明する内容が記載されていることが認められる。

そうすると、上記(2)イの諮問庁の説明は否定し難く、本件不開示部分は、これを公にすることにより、本件発電事業者と利害が相反する事業者が本件発電事業者にとって不利となる事業展開をすることが可能となる等、本件発電事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、破産手続開始決定を受けると法人は解散するが、解散により直ちに法人格が消滅するものではないから、当該法人の破産開始決定を理由として上記おそれの存在が否定されることにはならない。また、審査請求人は、上記第2の2(3)イにおいて、本件不開示部分は法5条2号ただし書に該当する旨主張するが、当該部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対してもこれを開示することが必要な情報であるとは認められず、同条2号ただし書に該当しない。

したがって、本件不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号イ及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別表 1

1 諮問番号	2 処分庁		3 開示請求の 受付日	4 原処分
令和6年（行情）諮問第904号	東北経済産業局長	処分庁1	令和6年12月21日（本件開示請求1）	令和6年2月19日付け20231221東北第1号（原処分1）
令和6年（行情）諮問第905号	関東経済産業局長	処分庁2	令和6年12月21日（本件開示請求2）	令和6年2月19日付け20231221公開関東第2号（原処分2）
令和6年（行情）諮問第906号	関東経済産業局長		令和6年12月21日（本件開示請求3）	令和6年2月19日付け20231221公開関東第3号（原処分3）
令和6年（行情）諮問第907号	北海道経済産業局長	処分庁3	令和6年12月22日（本件開示請求4）	令和6年2月20日付け20231222公開北海第1号（原処分3）（原処分4）
令和6年（行情）諮問第908号	北海道経済産業局長		令和6年12月22日（本件開示請求5）	令和6年2月20日付け20231222公開北海第2号（原処分5）
令和6年（行情）諮問第909号	中部経済産業局長	処分庁4	令和6年12月21日（本件開示請求6）	令和6年2月15日付け20231221公開中部第2号（原処分6）

別表 2

1 本件対象文書			2 審査請求人が開示を求める部分
原処分 1	文書 1	再生可能エネルギー発電設備認定申請書（特定年月日 1、特定法人、設備 ID：特定 ID 1）	「第 1 表」の「⑨その他 3」及び「第 2 表」の「申請設備使用燃料一覧」
	文書 2	文書 1 の添付書類	「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」及び「バイオマス燃料の安定供給について」
原処分 2	文書 3	再生可能エネルギー発電設備認定申請書（特定年月日 2、特定法人、設備 ID：特定 ID 2）	「第 1 表」の「⑨その他 3」及び「第 2 表」の「申請設備使用燃料一覧」
	文書 4	文書 3 の添付書類	「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」及び「バイオマス燃料の安定供給について」
原処分 3	文書 5	再生可能エネルギー発電設備認定申請書（特定年月日 3、特定法人、設備 ID：特定 ID 3）	「第 1 表」の「⑨その他 3」及び「第 2 表」の「申請設備使用燃料一覧」
	文書 6	文書 5 の添付書類	「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」及び「バイオマス燃料の安定供給について」
原処分 4	文書 7	再生可能エネルギー発電設備認定申請書（特定年月日 4、特定法人、設備 ID：特定 ID 4）	「第 1 表」の「⑨その他 3」及び「第 2 表」の「申請設備使用燃料一覧」
	文書 8	文書 7 の添付書類	「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」及び「バイオマス燃料の安定供給について」並びに p 19～p 22 の記載内容
原処分 5	文書 9	再生可能エネルギー発電	「第 1 表」の「⑨その他

		設備認定申請書（特定年月日 5、特定法人、設備 ID：特定 ID 5）	3」及び「第 2 表」の「申請設備使用燃料一覧」
	文書 1 0	文書 9 の添付書類	「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」及び「バイオマス燃料の安定供給について」並びに p 2 5～p 2 9 の記載内容
原処分 6	文書 1 1	再生可能エネルギー発電設備認定申請書（特定年月日 6、特定法人）	「第 1 表」の「⑨その他 3」及び「第 2 表」の「申請設備使用燃料一覧」
	文書 1 2	文書 1 1 の添付書類一式	「バイオマス燃料の使用計画書」、「誓約書」及び「バイオマス燃料の安定供給について」